

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則(平成14年御杖村規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「第2条第3号ア(イ)」を「第2条第4号ア(イ)」に改め、同条中「第2条第3号ア(イ)」を「第2条第4号ア(イ)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。